



かあかぜ

2025 ええなあまつりかわもと開催

川本町合併70周年記念として準備してきました【2025 ええなあまつりかわもと】が8月9日（土）16時のオープニングセレモニーを皮切りに以下のスケジュールで開催されます。特に今回は、普段でも大迫力の花火ですが更にパワーアップしたものをお見せいたします。今回の花火のために、自治会の皆様の協賛金・企業からの特別協賛金にあわせて、【ふるさと納税を活用したクラウドファンディング】で資金募集を行い、目標額を上回る資金調達ができました。猛暑続く中での開催ですが、例年以上の迫力とともに一服の清涼感を提供できることを確信していますので、皆様方のご来場をお持ち申し上げています。

16:00~	オープニング
16:15~	川本中学校・島根中央高校吹奏楽部
17:00~	Halau Na Pua Lei O Nani Kai (フラダンス)
18:00~	あそらポ
18:35~	よさこい (川本 Buddy)
19:20~	江川太鼓同好会
20:00~	第72回 江の川花火大会
20:45~	因原神楽団



補助金情報(その1)



●島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている県内製造業者が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等の導入に要する経費に対して、補助金の経費の一部を補助します。

【公募期間】 令和7年4月～9月予定

7月31日で2次募集を締め切りましたが3次募集があります

【補助事業の対象者】

県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業を営む事業者

【対象となる事業要件】

本補助金の補助対象事業は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とします。

- ① エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
- ② 対象設備等を導入し、現状よりもエネルギーコスト削減に繋がる取組であること（エネルギーコスト削減に繋がることを合理的に示すこと）
- ③ 事業の継続に必要であること（取引の確保・継続等の面から緊急性があること等）

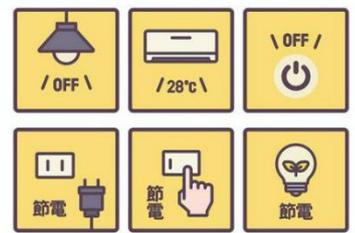
【補助対象経費】 ・ 設備導入費

【補助率及び補助限度額】 小規模事業者は補助対象経費の2/3以内

[補助上限額] 5,000千円 [補助下限額] 400千円

詳細は、島根県 (<https://www.pref.shimane.lg.jp/shoko/HTML.html>) で確認下さい。また、申請等ご相談は事務局まで。

補助金情報(その2)



●飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的としています。

【対象者】

原則として島根県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営む中小企業者等（事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む）

【補助対象事業】

補助対象事業者が、県内の飲食・商業・サービス業等に係る主たる事業所等で行うエネルギーコストを削減するための、省エネルギー・省資源に資する設備等の更新又は機器等を導入する事業であって、以下のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 設備等の更新又は機器等の導入によって、対象事業所のエネルギーコストが削減できることを客観的に示すことができるものであること。
- (2) 単価 10 万円（附帯工事費を含み、消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の設備等の更新又は機器等の導入であること。
- (3) 設備等の更新にあっては、既存設備等と同一の用途での更新であって、既存設備等を廃棄（または売却）するものであること。
（※廃棄（または売却）されたことを証する書類の提出が必要となります。）
- (4) 原則として既存設備等の更新が事業の対象ですが、新たに機器等を導入することで事業所のエネルギーコストが削減できることを示すエビデンスを作成、提出することができる場合に限り機器等の新規導入が対象となります。

【公募期間】 最終公募は10月7日ですが、予算がなくなり次第終了

【補助率】 基本1/2（コロナ関連融資を受けている事業所は2/3）

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

働きやすくて、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

子育て・介護と

両立できる職場づくり

に取り組む企業を応援します

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立しやすい職場づくり奨励金

.....上限20万円
[1 制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人

10万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください